

# 議会運営委員会 行政視察報告

議会運営委員長 佐藤 正人

【視察日程】令和7年11月4日（火）～5日（水）

【視察委員】佐藤正人委員長、志賀泰雄副委員長、荒井宏幸委員、伊藤健太郎委員、東村里恵子委員、小林弘樹委員、倉茂政樹委員、武田勝利委員、小柳聰委員、内山幸紀委員、宇野耕哉委員、幸田健太委員

【視察地】さいたま市、埼玉県草加市

## 【調査事項】

### ○さいたま市

- ・議会改革等について
- ・議会手続のオンラインでの運用について

### ○埼玉県草加市

- ・議会手続のオンラインでの運用について
- ・傍聴関係事項について
- ・電子システムの導入状況について
- ・その他（会期の組み方変更について）

### ○さいたま市

#### 1 視察概要

- ・議会改革等について

##### （1）本会議における会議資料の提供について

###### ア 会議資料の提供に関する要項の策定に至った経緯

さいたま市議会は、市議会の目指すものとして、開かれた議会、分かりやすい議会、親しみやすい議会を掲げ、市民が参画できる機会の提供に努めるものとしている。本会議を傍聴した市民から、閲覧資料が1部では時間をかけて自由に見ることができない、資料を持って傍聴できれば、議論の理解も進むという意見が出され、議長も所信表明会で、市民の議会への理解を深めるため、市民参画を推進することの必要性を表明していたことから、平成26年8月28日の議会運営委員会で、傍聴者の傍聴環境の整備、積極的な情報提供について、議長諮問事項として検討が指示され、本会議、委員会における一般傍聴者への会議資料提供の在り方について、積極的に情報提供する方向での検討を議会改革推進特別委員会において進めることができた。

###### イ 提供方法として配付と閲覧に整理した考え方

特別委員会での議論では、傍聴者への資料提供を積極的に行うことで意見が一致し、本会議、委員会における全ての資料を提供するかどうか議論が行われ、配付資料の提供部数を現実的な数にとどめること、閲覧場所に制約をかけ、個人情報保護に配慮することで意見が一致し、平成27年2月13日、さいたま市議会の本会議等における会議資料の提供に関する要項（案）を委員会で

決定し、3月5日に制定した。

その内容は、提供する会議資料は、本会議、委員会が現に行う審議、審査等に係るものであり、その配付と閲覧の区分については別表で定め、配付は、会議資料の提供を希望する者に、閲覧は、傍聴席又は係員の指示する場所において会議資料を調べ、読むことを認めるものとしている。

報道機関には個人情報を含む資料も提供し、取扱いは報道側の責任に委ねている。

#### （2）市議会資料検索システムについて

議会のICT化の一環として、平成27年6月の議会改革推進特別委員会での議長からの諮問を受け、市議会資料検索システムの導入を検討、中間答申、中間報告を経て、平成29年6月から本格稼働し、議員や傍聴者、議会局職員が資料を閲覧できるようになった。個人情報は、氏名のみとし、住所、生年月日は伏せている。令和元年10月18日、さいたま市議会の本会議等における会議資料のさいたま市議会資料検索システムへの掲載に関する要項を決定し、さいたま市議会の定例会、臨時会の会議及び委員会における審議、審査等に係る資料を資料検索システムに掲載し、基本方針として、市民に対する情報の公開を積極的に推進し、市政への主体的な参画を促進するため、会議資料をシステムに掲載し、これをインターネットの利用により公開するものとし、導入時に市民にも公開することとなった。

運用は、株式会社議録研究所に委託し、NHKアドバンステクノロジー株式会社のディスカスキャビネットを使用している。令和7年度の予算額は約710万円。令和4年度の年間アクセス数は約4万8,000件、令和5年度の年間アクセス数は約6万2,000件となっている。

#### （3）市議会傍聴規則の改正について

平成29年6月7日、傍聴規則を改正し、傍聴者がインターネットに掲載されている本会議、委員会資料を読むことができるようになった。具体的には、傍聴規則第9条第3号で、携帯端末等の音を発する機器は、音を発しない状態にすることと規定し、携帯の電源を切る必要はなく、マナーモードなどの状態で資料検索システムの利用が可能となっている。

個人情報の取扱い基準については、平成29年の議会運営委員会で整理され、議案書や傍聴用資料では個人情報を伏せ字にしている。請願、陳情については氏名のみ掲載し、住所や連絡先は伏せている。これらの基準は特に明文化されておらず、議会運営委員会の決定事項として運用されている。

#### （4）オープン委員会について

平成26年3月20日に決定した、さいたま市議会オープン委員会開催要項に基づいて、多様かつ広範な市民の方たちの意見を積極的に聴取するための環境整備を図ることを目的に、開催要件や運営等について、各委員会の判断を尊重できるように整理するとともに、必要に応じて傍聴人の発言を認めるという規定を盛り込んでいる。

オープン委員会では、学識経験者による講演と委員との意見交換、傍聴者からの意見聴取を行う。これまでに16回開催され、最近では令和6年度に大宮GCS構想に関するオープン委員会で68名の傍聴者を集めた。会議記録はホームページに掲載し、市議会活動の周知を図っている。

さいたま市では議会報告会を実施しておらず、オープン委員会は各委員会の判断で開催している。開催場所や頻度は特に決まりがなく、テーマに応じて委員会が独自に設定し、オープン委員

会での市民意見を各議員が予算審査などの場で生かしている。

オープン委員会の広報手法については、市議会広報誌、ホームページ、報道機関への情報提供、SNS (X/Twitter)などを通じて周知している。オープン委員会の位置づけについては、通常の委員会とは異なるオープン委員会開催要領に基づいて開催され、委員長の進行の下、傍聴者からも意見を聴取し、会議録はほぼ全文を公開している。

#### ・議会手続のオンラインでの運用について

請願、陳情については、請願のみを委員会に付託し、陳情は議場配付としている。

令和7年は請願26件、陳情26件を受け付け、令和6年9月からはオンラインによる受付も開始した。現時点での実績は陳情1件のみで、利便性は向上したもの、実績は伸びていない。さいたま市議会は、請願、陳情はさいたま市内、市外を区別せずに郵送、オンラインでも受け付けている。



## 2 所見

さいたま市議会では、開かれた議会、分かりやすい議会、親しみやすい議会を目指しており、その理念を基調にして、様々な施策において、情報公開や情報提供などに積極的に取り組まれていることを感じた。視察で調査した本会議での会議資料の提供、市議会資料検索システム、市議会傍聴規則の改正は、まずは傍聴者に対しての情報提供を進めることから出発して、その合意を踏まえ、それぞれの施策に一貫性をもって取り組まれている。傍聴者への情報提供から出発しているが、市議会資料検索システムを市民にインターネットで公開していることに象徴されるように、最終的には市民に対して開かれた議会としての改革となり、それがまた市政への市民の主体的参画を促進するものとなっている。

市民に開かれた情報を提供することと個人情報の保護は一体であり、個人情報の取扱い基準に

について、議案書や傍聴用資料では個人情報を伏せ字にし、請願、陳情については氏名のみ掲載し、住所や連絡先は伏せているという事例は、新潟市議会でも検討事例となったものであり、今後に向けて参考となるものであった。

オープン委員会の開催については、新潟市議会においても議会報告会の周知、開催方法、参加者数について苦労を重ねているところであり、委員会をオープンにして市民が参加し、参加した傍聴者との意見交換が行われ、内容によっては 130 人、150 人と参加している実績があることに関するでは、このような形で議会と市民との接点を作り、市民参加を進めていることについて、想像の域を超えたものであり、今後の新潟市議会での活動の参考になるものと考える。

請願、陳情については、さいたま市内の市民だけでなく、郵送を含め、市内、市外と区別することなく受け付けていることに特徴があると感じた。以前、視察した他の政令市議会でも、全国からの請願、陳情を受け付けている中での苦労と努力があり、新潟市議会は主に新潟市内の市民の請願、陳情を受け、委員会で審査を行っており、市民の声を受付、審査する重みとしては大事な点があると考える。

他市議会の事例も参考にしながら、新潟市議会の施策の大事な点も見えてきたと感ずる視察であった。



## ○埼玉県草加市

### 1 観察概要

#### ・議会手続のオンラインでの運用について

全国市議会議長会からの通知を踏まえ、情報通信技術の活用に関する規程を整備し、令和7年度から請願、陳情の電子申請受付を開始。埼玉県電子申請システムを活用し、市議会としての費用負担はない。電子証明書の利用可否に応じて提出方法を区分し、マイナンバーカード等の電子証明書により本人確認を行う。委員会においては、インターネット中継及びオンライン開催を導入し、これに伴い会議規則、委員会条例及びオンライン委員会運営要綱を整備した。議場及び委員会室の保守点検費用は税込で年間66万円である。ビジネスチャットアプリ、ラインワークスの導入により、発言通告書のオンライン提出を実施しており、費用は税込で月額1万9,800円である。現在、発言通告を行う議員の約半数がオンラインで提出している。現時点では、請願、陳情のオンライン提出及び委員会でのオンライン審査の実績はないが、オンライン観察や委員会会議を実施した実績はある。

#### ・傍聴関係事項について

新庁舎移転による傍聴環境の改善を目的としたしゃべれる傍聴席の設置に伴い、傍聴規則を改正した。傍聴券の廃止、年齢制限や服装制限等の規定を削除し、誰もが自由に傍聴できる環境を整備した。傍聴者数の集計は行っていないが、体感的に増加していると認められる。利用頻度は高く、特段の課題はない。

#### ・電子システムの導入状況について

新庁舎移転後の令和5年6月定例会から電子採決システムを運用開始。導入費は庁舎建設契約に含まれており不明。議場、委員会室の保守点検費用は、先述の税込年間66万円に含まれる。各議員の賛否がリアルタイムに表示、記録され、インターネット中継上でも確認可能であり、課題は特にない。令和4年8月から本会議ライブ配信において、AI音声認識によるリアルタイム字幕を導入。耳の不自由な方への情報保障に加え、委員長報告や議会広報作成においても文字データの即時活用が可能となった。誤変換はあるが、固有名詞の登録により精度を向上させている。

委員会ライブ中継及び録画放映を令和5年6月定例会から実施。令和7年6月定例会では委員会ライブ中継の閲覧数が100件。課題として、多人数の委員会ではカメラの画角に制約があり、操作対応が必要である。

#### ・会期運営の変更について

従前は三常任委員会を同時開催していたが、委員会中継の実施や人員確保の観点から、1日1委員会方式に変更した。また、委員長報告の作成期間を考慮し、会期の順序を見直し、一般質問より先に常任委員会を実施する形式とした。これにより、委員長報告作成のための時間的余裕が確保された。



## 2 所見

草加市議会では、電子申請、オンライン会議、リアルタイム字幕表示等の導入を通じ、議会手続及び情報発信のデジタル化を着実に推進している。しゃべれる傍聴席をはじめとする傍聴環境の改善や議会図書室の市民への開放、議会閉会中の夏休みには学習室として小学生に議場内施設を開放するなど、議会への市民参加を促し、議会への関心を高める工夫が随所に見られ、議会の透明性向上が図られていた。

